

公益社団法人広島県薬剤師会薬事衛生指導員設置要綱

1. 目 的

近年、医学・薬学の進歩はめざましく、特に医薬品等は国民生活に不可欠なものとして国民の医療及び保健衛生の向上に大きく貢献してきている。

しかし、医薬品等は人の生命・健康に密接な関係を有するいわば生命関連物質であり、これらの開発、製造及び販売等に携わる薬剤師は、常に安全かつ有効で優れた医薬品等の適切な供給及び使用を図るべき社会的責務を有している。

このような、薬事衛生をつかさどる薬剤師の中核として薬事衛生指導員（以下「指導員」という。）の制度を設置し、広く一般生活者に薬の正しい知識及び薬物乱用防止等の知識普及を図ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって、県民の健康な生活の確保に資することを目的とする。

2. 指導員の資格

公益社団法人広島県薬剤師会会員の中から地域薬剤師会会長が推薦した者であって、公益社団法人広島県薬剤師会会長（以下「会長」という。）が適当と認めた者とする。

3. 指導員の委嘱及び委嘱状の交付

指導者は会長が委嘱する。会長は指導者の委嘱をしたときは委嘱状を交付する。

この場合、委嘱期間は、原則として2年とする。

4. 業 務

本制度の目的達成のため、（公益社団法人広島県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）及び指導員は次の業務を行うものとする。

(1) 薬剤師会

薬剤師会は、本制度の円滑な推進を図るため、次の業務を行うものとする。

- ア 薬事衛生指導員制度の広報に関すること
- イ 指導員の育成指導に関すること
- ウ 指導員の活動の推進に関すること
- エ その他必要な事項

(2) 指導員

指導員は常に自ら薬事衛生知識の向上と指導技術の研鑽に努め、各地域で開催される講習会・研修会等の講師としての実践活動を行うことにより、次の事項について啓発するものとする。

- ア 医薬品等のより良い使い方・保管方法等
- イ シンナー、覚せい剤・麻薬・向精神薬等の薬物乱用防止
- ウ 毒物劇物の正しい保管・管理等

- エ 生活習慣病の予防
- オ 衛生害虫及び不快害虫の駆除等
- カ 薬草の正しい使い方
- キ その他、薬事衛生知識の向上に必要な事項

5. 運 営

この制度の運営は、この要綱によるもののほか、別に運営要綱を定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年3月10日に制定し、平成26年4月1日から適用する。